

- 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業や、地域子育て支援事業は、子育ての負担感・孤立感を軽減し、虐待の防止にもつながる重要な意義を有しているが、こうした事業の取組の促進をどう図るか。
- その他、多様な子育て支援事業があるが、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、積極的な取組を促すために、どのような財政支援が求められるか。
 - ※ 次世代育成支援対策交付金は、市町村の事業計画全体に対し、包括的に交付するため、事業毎の配分等市町村の自由度が比較的高い仕組みである一方、国の予算総額の範囲内で、各市町村の事業量等に応じて配分する仕組みであるため、事業実施費用の一定割合の財政支援が保障されるものではなく、また、1/2を市町村が負担する仕組みとなっている。
 - ※ 他の社会保障制度の例(介護)においては、実施が義務付けられている事業(必須事業)のほか、地域の実情に応じた柔軟な取組の実施(任意事業)に対しても、上限額(給付費の一定割合)の範囲内で、事業実施費用の一定割合を国・都道府県が負担する仕組みとなっている。
- 一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業等、各種の子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成をどう図っていくか。

また、質の向上に向けた担い手の研修やバックアップ支援といった取組の強化が必要ではないか。その他、各種の子育て支援事業の質の向上をどう図っていくか。
- 「基本的考え方」(本年5月)においても、親の子育てを支援するコーディネーター的役割が検討課題とされており、また、保育サービスの提供の仕組みの検討においても、保育の利用に際して同様の役割が必要との議論がなされている。

現行制度においても、市町村に対し、子育て支援事業の利用のコーディネート(あっせん・調整)をする義務が課せられているところであるが、こうした機能を誰がどのように果たしていく仕組みとするか。
- NPOや地域住民など多様な主体が担い手となって、地域全体がかかわっていけるような子育て支援、子育て支援に関わる者のネットワーク化、親自身がやがて支援者に回れるような循環を生み出せる地域の構築といった取組の強化として、どのような仕組みが考えられるか。

参考資料